

介護老人保健施設「レインボーしかの」入所料金表

(1)入所基本利用料(1日当たり)

要介護度	多床室	従来型個室	共通加算料	
要介護1	768円	695円	* サービス提供体制強化加算(I)	18円
要介護2	816円	740円	* 在宅復帰・在宅療養支援機能加算	27円
要介護3	877円	801円		
要介護4	928円	853円		
要介護5	981円	904円		

※外泊される場合は、1ヶ月6日を限度として外泊初日と最終日を除き、1日当たり362円をいただきます。

(2)食費及び居住費(1日当たり)

	食費	居住費	
		多床室	従来型個室
利用者負担第4段階	1,380円	370円	1,640円
利用者負担第3段階	650円	370円	1,310円
利用者負担第2段階	390円	370円	490円
利用者負担第1段階	300円	0円	490円

(3)その他の利用料

サービスの内容	利用料	備考	
短期集中リハビリテーション加算	240円/1日	入所日から3ヶ月以内の期間に個別リハビリテーションを実施した場合に加算	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240円/1日	入所日から3ヶ月以内の期間に個別リハビリテーションを実施した場合に加算	
ターミナルケア加算	160円/1日	死亡日以前4日以上30日以下	
	820円/1日	死亡日以前2日又は3日	
	1,650円/1日	死亡日	
初期加算	30円/1日	入所日から30日以内の期間	
入所前後訪問指導加算(I)	450円		
入所前後訪問指導加算(II)	480円		
退院時等指導加算	退所前訪問指導加算	460円	入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる入所者で居宅に帰られる場合に算定
	退所後訪問指導加算	460円	
	退所時指導加算	400円	
	退所時情報提供加算	500円	
	退所前連携加算	500円	
	老人訪問看護指示加算	300円	
経口移行加算	28円/1日	医師の指示に基づき経管栄養から経口摂取を進める栄養管理を行った場合	
経口維持加算(I)	400円/月	誤嚥を認める利用者に医師の指示を受け継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な	
経口維持加算(II)	100円/月		
療養食加算	18円/1日	医師の指示により療養食を提供した場合	
緊急時施設療養費	511円/1日	病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な管理を行った場合、月1回、連続する3日を限度として算定	
所定疾患施設療養費	305円/1日	肺炎、尿路感染症、带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴を必要とする者)のいずれかに該当する場合。月1回、連続する7日を限度として算定	
日常生活費	300円/1日	日常生活用品類・教養娯楽費等	

(4)市町村等における介護サービスの負担軽減措置

負担段階	所得区分	負担限度額(1日当たり)		高額介護サービス 世帯上限額 (1ヶ月当たり)
		食費	居住費 (個室の場合)	
第4段階	下記以外の人	1,380円	1,640円	37,200円
第3段階	世帯全員が市民税非課税の人で、第1、第2段階に該当しない人	650円	1,310円	24,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年収額の合計が80万円以下の人	390円	490円	15,000円
第1段階	生活保護を受けている人。老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	300円	490円	15,000円

※負担軽減を受けるためには介護保険負担限度額認定証の提示が必要です。(原則、利用者申請)

※その他の利用料 おむつ代は介護保険給付対象となりますので費用負担はありません。

介護老人保健施設「レインボーしかの」短期入所料金表

(1)入所基本利用料(1日当たり)

要介護度	多床室	従来型個室	共通加算料	
要支援1	608円	579円	* サービス提供体制強化加算(I)	18円
要支援2	762円	720円		
要介護1	823円	750円		
要介護2	871円	795円		
要介護3	932円	856円		
要介護4	983円	908円		
要介護5	1036円	959円		

(2)食費及び居住費(1日当たり)

	食費	居住費		※食費については、1食ごとに料金を設定します。 朝食:420円 昼食:450円 夕食:470円
		多床室	従来型個室	
利用者負担第4段階	1,340円	370円	1,640円	
利用者負担第3段階	650円	370円	1,310円	
利用者負担第2段階	390円	370円	490円	
利用者負担第1段階	300円	0円	490円	

(3)その他の利用料

サービスの内容	利用料	備考
個別リハビリテーション加算	240円/1日	利用者に対して個別リハビリテーションを20分以上実施した場合に算定
緊急短期入所受入加算	90円/1日	利用者の状態や家族の事情によりサービス提供を受ける必要があり、且つ居宅サービス計画において計画的に行っていない短期入所療養介護を行った場合に算定
重度療養管理加算	120円/1日	要介護4又は要介護5に該当する利用者で別に厚生労働大臣が定める状態である者に対して、計画的な医学的管理を継続的に行い、指定短期入所療養介護を行った場合に算定
送迎加算	184円/片道	居宅と短期入所施設との間の送迎を行った場合に算定
療養食加算	18円/1日	利用者の病状等に応じて、医師の指示により療養食を提供した場合に算定
日常生活費	100円/1日	日常生活用品類・教養娯楽費等

(5)市町村等における介護サービスの負担軽減措置

負担段階	所得区分	負担限度額(1日当たり)		高額介護サービス
		食費	居住費 (個室の場合)	世帯上 (1ヶ月)
第4段階	下記以外の人	1,340円	1,640円	37,200円
第3段階	世帯全員が市民税非課税の人で、第1、第2段階に該当しない人	650円	1,310円	24,600円
第2段階	世帯全員が市民税非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年収額の合計が80万円以下の人	390円	490円	15,000円
第1段階	生活保護を受けている人。老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	300円	490円	15,000円

※負担軽減を受けるためには介護保険負担限度額認定証の提示が必要です。(原則、利用者申請)

※その他の利用料 おむつ代は介護保険給付対象となりますので費用負担はありません。